

第138回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年4月20日（月）12:59～14:20

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、長谷川 秀司、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都、静岡県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：山形課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室：菅原室長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越審査官、小森調査官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第138回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、私と松村委員以外の皆様はウェブで御参加いただいております。

また、調査実施者である総務省統計局・経済産業省のほか、審議協力者として、東京都、静岡県に御出席いただいております。

前回4月7日の部会に引き続いて、経済構造実態調査の変更について、2回目の審議を行います。

本日の部会では、まず、前回の部会が出された御意見や御質問に対し、調査実施者から資料の形で回答を頂きましたので、それについて審議したいと思います。その後、審査メモの残りの論点について審議し、最後に、答申案の取りまとめの方向性について、御審議をいただければと考えております。

なお、本日の審議は、15時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いします。

以上、よろしくお願いします。

それでは、前回の部会で出された御意見等について、資料を提出していただいております。まず、SNA側の状況について、より丁寧な説明となるよう、論点への回答を修正したとのことですので、調査実施者から御説明をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省です。資料3の一部差し替え資料のうち、赤字の部分が前回からの御指摘を踏まえて変更した部分ですので、順に御説明したいと思います。

まず、3ページの調査票Aの調査事項の見直しについて、論点のbです。商品売上原価の対象から副業を除外する変更案について、これはどのような話であったかという、商品売上原価は、SNAにおいて副業の部分を使っていないので、副業の部分は除外し、主業に限定すると。除外しても影響はないと説明を差し上げたところ、委員の方から、使っていないから捨てるということではなくて、こう変えたらもっと使えるようになるという論点もきちんと検討したのかと御指摘がありました。そのような議論を経た上で、検討過程をきちんと説明いただきたいという御意見を頂いたと理解しておりますので、どのような考え方で変更するのかというのが、今回の説明の趣旨です。

もう一度御説明を差し上げますと、まず大前提として、「企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価」はSNA上で商業マージン額推計に用いられているということですが、具体的な利活用の範囲は卸・小売業を主業とする企業の結果に限定されている。つまり副業は使っていないとのことでしたので、このような利活用の実績を踏まえてこの対象の見直しを検討したものでございます。

その検討に当たっては、「内閣府に現状の利活用状況を確認し以下のとおりであった」ということで、少し文字のポイントを下げておりますけれども、1つ目としては、SNAのマージン額推計では、基準年のマージン額に、この調査の結果による「年間商品販売額」の伸び率、つまり分母というか、「年間商品販売額」のいわゆる背の高さみたいなものの伸び率と、その中に占めるマージン率の伸び率の両方を乗じて延長推計をしています。2つ目で、そのマージン率に当たっては、今の経済構造実態調査の調査票において、「商品売上原価」が卸売・小売別になっていないので、卸売業のマージン率を卸売マージン率、小売業のマージン率を小売マージン率とみなして、主業ベースのマージン率を使っているとのことでした。

一方で、「年間商品販売額」については、今の調査票で卸売、小売別に把握はしているのですけれども、マージン率に合わせて、卸売業の「年間商品販売額」、そして小売業の「年間商品販売額」をそれぞれ卸売、小売のマージン額推計に使っている。つまり主業ベースの数値を使っているとのことでした。

このような利活用状況を踏まえますと、SNAの年次推計において副業の「商品売上原価」を用いるためには、私たちの調査票において商品売上原価を卸売、小売別に把握する

必要がある。これは、前回の部会でも内閣府からリクエストいただいたという話がありましたけれども、この点に関して、私たち調査実施者として真摯に検討した結果、報告者負担の関係からなかなか難しいのではないかと考えたということでございます。

したがって、基幹統計調査で企業の皆様に報告義務を課す統計調査の実施者の立場といたしましては、今の利活用の状況、そして追加の報告者負担を考えますと、このまま副業もずっと「商品売上原価」をお答えいただくことは、負担のみをおかけすることですので、その把握対象を主業のみに限定すると整理させていただいたということでございます。

一方で、商品販売額に関しては、推計の伸び率を使うに当たって、SNAにおいて副業結果の利活用も検討したいとお話でしたので、これについては引き続き副業も把握していきたいと考えております。

以上が、この論点の回答の前提となる検討プロセスをもう少し丁寧に説明したものです。

続いてもう1点は、同じ資料の10ページですが、投入構造を把握する調査票Bにおいて、対象産業を限定化する見直しを考えているという説明の部分です。論点のaについて、調査対象外とする結論をどのように得たのかという中で、SNA年次推計でこの調査の結果がなくても事が足りると説明をしたところ、使っていないから最初から外すのではなくて、ほかのデータソースで足りるという説明をもう少し加えてほしいというリクエストがあったと理解しており、赤字で追記したということです。具体的には2行目になりますが、今回の見直しに当たって、内閣府から現行の利活用状況及び今後の利活用の予定について確認したところ、ほかのデータソース、例えば中分類の36番の水道業で言えば「地方公営企業年鑑」がございますし、中分類の71番、学術・開発研究機関では「科学技術研究統計」がございますし、中分類の81番、学校教育であれば「今日の私学財政」という、それぞれ別の資料が利用可能だと分かってきているので、本調査結果の利用には及ばないとされたと言いました。このように、今後も利活用の予定がない産業については対象外と整理させていただいたものでございます。これについても少し行間を補足させていただいたということが、総務省からの御説明になります。

ひとまず、私からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いします。御質問、御意見をなさる方は、挙手をお願いします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

宮川臨時委員、よろしくをお願いします。

○宮川臨時委員 宮川でございます。ありがとうございました。

私が前回の会議のときにお話しさせていただいた点について御対応いただいた認識でありまして、特に10ページの部分は、単に使わないからやめるという話ではないことがよく分かると思います。最初の方についても、内閣府に確認したと書いていただいている、実態としてこのとおりだということは確かだと思いますので、より理解が深まってよいのではないかと思います。

ただ、副業として商業を行っているケースのマージン率をどうするのかということは、

別の問題としてまだ残っていると思います。これは商業の副業のマージン率だけではなくて、ほかにも幾つかあると思うのですが、本当はデータが必要だけれども、経済センサス・活動調査など、全数調査に近い超大規模の調査で取るとはなかなか難しいものをどう取っていくのかみたいなことは、今回の会議とは別で、公的統計の中で課題なのだろうなと思います。それは置いておいたとして、今回の件については、私自身も書いていただいて非常によかったと思っています。

すみません、コメントでございます。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

調査実施者の方、よろしいですか。これで結構だということですので。

そのほかの方、御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もう1件ございます。続いて、調査票Cの調査事項の見直しに関して、年間商品販売額における都道府県別及び業態別の分析結果について、調査実施者から御説明をお願いします。

○菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 ありがとうございます。経済産業省でございます。同じく資料3の7ページ目になりますけれども、前回、全体について商品販売額と売上高の相関をお示ししたところで、荒木臨時委員から、地域別等を含めてもう少し細かいレベルでの確認との指摘を頂いたものと認識してございます。資料につきましては、席上配布で、A4の両面になりますけれども、お配りさせていただいております。

こちらですが、卸売業と小売業で、それぞれ2022年調査結果から2024年調査結果の3か年分について、個票情報を再集計したものでございます。一番左に都道府県を記載しており、その横が卸売・小売業を合算したもの、真ん中が卸売業、右側が小売業の比率でございます。裏面の方でございますけれども、こちらは同じ項目別に相関を示させていただいたものでございます。

内容をご覧くださいますと、地域別に見ても、相当高い精度が御確認いただけると認識してございます。

私からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いしたいと思いますが、前回御質問をなされたのが荒木臨時委員ですので、荒木臨時委員からもし御意見等を頂けましたら幸いです。

○荒木臨時委員 荒木です。非常に細かい数字を出してくださってありがとうございました。地域別や業種別について、卸売業、小売業ともに大丈夫であることがよく分かりました。ありがとうございました。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。改めて見ると、かなり相関が高いことを再認識できたので、これはこれで大変よかったのではないかと思います。

それでは、次に、資料2の審査メモの残りの論点につきまして、審議に入りたいと思います。

審査メモの10ページ、「(4) 調査方法の変更」につきまして、事務局から審査状況の御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 統計審査官室の永岡と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料2、審査メモ10ページの「(4) 調査方法の変更」を御覧ください。こちらですが、調査方法を特段変更するものではなく、調査計画上の記載を改めるものでございます。

経済構造実態調査では、これまでオンライン回答を推進しており、直近の調査ではオンラインによる回答率が8割を超える状況にございます。この状況を踏まえまして、今回の申請では、11ページの表9を御覧いただければと思うのですが、左の箱が現状の調査計画上の記載でございまして、ただし書きにありますように、オンライン調査が例外的な記載となっておりますことから、右の箱のとおり、オンライン調査が中心となるよう記載ぶりを改めるものでございます。

このように、本件は、オンライン回答の進展を踏まえて調査計画の記載を変更するものであり、適当と考えておりますが、論点a、b、cにございまして、オンライン回答の割合の推移、オンライン回答の更なる促進に向けた取組、オンライン回答が困難な報告者に対する対応について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から御回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省です。論点を3つ頂いております。

まずa、オンライン回答の割合ですけれども、バックデータをお示ししております。2019年、最初のときは30%ぐらいだったので、最近ですと85%ということで、8割を超える水準になっております。これは、先ほど事務局から御説明いただいたとおり、多くの報告者に継続して調査を回答いただくものですので、オンライン回答を行っている報告者には、次の年には紙ではなくてオンライン情報だけを郵送していきまして、過去に紙で回答したところには紙を配布する、そういった運用を図っているところ、これだけ伸びているということでございます。

続いてbとcですけれども、更なる促進、そして今後困難な報告者にどのような対応を行うかということです。2027年調査以降も、引き続き、オンライン回答を推奨しつつ、紙の調査票で回答いただいた企業に対しては、初回にオンライン回答に必要な情報と紙の調査票を同封することで、企業側の状況になるべく配慮していきたいと思っております。そして、電子調査票のオンライン回答環境の向上を図っていき、引き続きオンライン回答率向上に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見ををお願いします。いかがでしょうか。

それでは、松村委員、よろしくお願いします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。御説明等については全然異論はなく、結構

だと思っていますが、興味で一つ御質問させていただければと思います。オンライン回答率の推移、12ページのaのところ、2023年から2024年の1年が特に24ポイントと大きく上昇していると思うのですが、ここは何か特段の取組とか施策があったのでしょうか。何か背景があれば、教えていただければと思います。

○菅部会長 調査実施者の方、よろしくお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局でございます。基本的にオンラインを進める姿勢には変わりないのですが、2024年度ではもうオンラインを原則化する格好で、全面的に、基本的にはID、パスワードしか送らない運用をしておりまして、そこでオンライン回答に困っている企業のみ紙が回っています。要は、オンライン回答に必要な情報と紙の両方があれば紙で答えてしまうけれども、オンラインのみが来ている状況であれば、オンラインで回答できる企業はオンラインに回ると。そのような状況が背景にあるのではないかと考えています。

○松村委員 ありがとうございます。最初に紙を送らないでIDのみを送るようにしたのが2024年からですかね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 おっしゃるとおりです。

○松村委員 それによって上昇しているということなので、オンラインでやれるところはやれる状況を示していただいたのかと思います。一方で、そうではないところもありますので、ここに書かれているとおりだと思いますけれども、併せて御丁寧に対応いただければと思います。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

私からも1点あるのですが、一般的に調査を行うと、調査票をプリントアウトして、各部署に回して、各部署で判子を押して戻ってきたものを入力していると思うのですが、そういった見本みたいな調査票はダウンロードできるようになっているという理解でよろしいでしょうか。つまり、担当部署だけでは分からないから、例えば人数だったら人事に聞くし、この調査には知的財産の調査事項はないのですが、そういうものがあつたらそっちに聞くとか、個別の部署に行くので、紙の調査票の体裁のものは幾らでもダウンロードできるという理解でよろしいでしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局でございます。見本自体も見られますし、プリントアウトもできますので、それで社内の稟議に回していただく対応も可能です。

○菅部会長 それがないと多分社内稟議にかけられないので、できているということでもよろしいかなと思います。今後もそれが重要で、オンラインへ完全に移行したときに一番困ることは、そういう見本がないと社内稟議にかけようがなくなってしまうという問題があるのかもしれないですね。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これは大変うまくいっているという話なので、特にクレームが来る案件ではないと思われるので、次に参りたいと思います。

次に、審査メモの11ページ、「(5) 調査の実施期間の変更」について、事務局から審

査状況の御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは審査メモ11ページの「（５）調査の実施期間の変更」を御覧ください。

経済構造実態調査では、従前６月下旬を回収期限に設定しておりましたが、期限までに回答できない企業が見られましたことから、回収期限を７月中旬に後ろ倒しするものでございます。

これにつきましては、これまでの調査実績を踏まえて、報告者負担に配慮した変更でありますことから、おおむね適当であると考えておりますが、12ページの論点にございすとおりの、期間ごとの調査票の回収実績、回収期限までに回答できなかった企業におけるその要因や、回収期限を後ろ倒しすることによってその要因は軽減されるのか、また、回収期限を後ろ倒しすることによって、調査結果の公表期日に影響することはないか、その公表までのプロセスについて確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 論点を３つ頂いております。

まず、資料３の13ページ、論点aの回収実績です。2024年に実施した調査の６月末から７月末までの回収状況は以下のとおりです。６月末が56.1%、７月20日時点は「７月中旬」の最後の日付ですけれども、それが63.6%で、７月末時点が66.9%、最終的な回収率は88.8%となっております。

続いてbです。これまで６月末の回収期限までに回答がなかった企業の事情は多分様々でしょうけれども、頂いている声としては、６月下旬までは株主総会等があつて繁忙期のため、７月に延ばしてほしいとの声を実際に受けております。このような企業がいらっしゃるので、今年正に開始した経済センサス・活動調査と同様に、回収期限を７月中旬と少し伸ばすことで、このような事情を抱える企業に対しては繁忙期を回避する格好で、役立つのではないかなと考えております。

それからcですが、公表スケジュールに影響はないのかという御指摘です。13ページの３パラに書いてありますけれども、公表スケジュールは、調査実施から約９か月後となる一次公表、これは次の年の３月末までとしており、一番早いものですが、実際に提出された回答から順次審査・集計プロセスに回していきますので、回収期限が２、３週間後ろ倒しとなっても、影響はないと。あと、我々の調査の実績も積んでおりますので、そのようなスケジュール管理等にも問題はないと考えております。

私からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見ををお願いします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

長谷川委員、よろしくをお願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。確認ですが、回収期限が２週間、３週間後ろ倒しになっても、恐らく公表スケジュールに影響はないところで、この膨大な統計の審査・集計作業は結構タイトな印象を持っています。回収期限が後ろ倒しになることは非常に望ま

しいことだと思うのですけれども、それは、今までの集計の最終的なプロセスとあまり変わらないからそれが可能になっているのか、あるいは何か統計作成部局の現場で、工夫や効率化が見込めるからなのか、もう少し御説明いただけるとありがたいと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。特段何かこのプロセスを変えることは今回予定していないのですけれども、今までも、回収期限ぎりぎりに出てくるというよりは、ばらばらと出てきて、回収期限を越えてもばらばらと出てくる。そして督促をしていってどんどん集めてくる。そういうプロセスですので、今回この期限自体を2、3週間延ばしたとしても、ばらばら出てくるということと、督促を重ねていって集めてくるプロセス自体に変わりはないので、集計スケジュールは変わらないと考えているということです。

○菅部会長 要するに、名目上の期限と実際の期限がずれているので、実際の期限というか、実際に出てくるのに合わせたという理解ですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうですね。言い方に語弊があるかもしれませんが、名目上の期限というか、期限は期限で、それを越えると督促のフェーズに形は変わります。その期限自体を2、3週間後ろ倒しにすることは、6月末が繁忙期だという声が一定数あることを踏まえた上での措置であって、一定の効果があるのだと思いますけれども、実際はその期限よりも前に出していただける企業さんもたくさんいますし、残念ながら期限を越えてしまって、何度も何度も督促して出していただける企業さんもいらっしゃるの、そのようなトータルのプロセスで見れば変わりはないと考えているということです。

○菅部会長 長谷川委員、いかがでしょうか。今の御説明につきまして。

○長谷川委員 ありがとうございます。なかなか現場の事情は分かりました。督促との関係もあると思いますけれども、そういう意味では報告者にとってもやりやすくなったということですし、この統計のユーザーにとっても、公表日時に変更がないということで、後ろ倒しにならないということでもありますので、非常にありがたいと思います。ありがとうございました。

○菅部会長 今の件で一つだけ。期限を後ろにすると、期限前に督促ができなくなってしまうことはないでしょうか。要するに、普通は期限が来たら督促ですよね。でも、期限を後ろ倒しにしてしまうと、督促はその前にはできないという問題は起きないか。今の話を聞くと、督促をするから出てくるみたいな説明のようにお聞きしたのですけれども、それは大丈夫ですか。その期限が来る前に、早めに出してくださいというものを送るということですかね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局です。実査を担当している立場とすれば、実態として、期限の前か後ろかで、形としては督促か、あるいは調査の理解への協力依頼なのかという建前が変わるだけで、行為自体はそれほど変わりません。実際、期限より前でも、例えば企業調査支援事業の対象の企業さんたちとは継続的にコミュニケーションを取っていますので、そのような中で御理解いただくプロセスは当然ありますし、それと、期限を越えたところでの、回答が出てきていませんけれどもよろしくお願いします。

という、その作業としてはあまり変わらないということです。

○菅部会長 分かりました。大変よく理解できました。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

実質的には大きく変わらないようですので、よろしいのではないかなと思います。これにつきましては、御了承いただけたと理解しております。

次に参りたいと思います。審査メモの12ページ、「(6) 集計事項及び推計方法の変更」につきまして、事務局から審査状況の御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、審査メモ12ページの「(6) 集計事項及び推計方法の変更」を御覧ください。

集計事項の変更につきましては、これまで御審議いただいた調査事項の変更に伴って見直しを予定するものでございまして、具体的には表10に記載しております。例えば①で、調査事項に「減価償却費」を追加することに伴って「粗付加価値額」を追加するもの、②で、「支払利息」を調査事項から廃止することに伴って、関連する当該集計表を削除するといったものでございます。これにつきましては、調査事項の見直しに伴って集計事項を変更するものであり、元々集計しないとする調査事項を除き、追加した調査事項が全て集計事項に含まれていますことから、適当であると考えておりまして、論点は特に設定していないところでございます。

また、13ページのイに移りまして、推計方法の変更につきましては、本調査の対象外である推計層の企業等の情報について、統計法に基づいて行われる「事業所・企業照会」により把握したデータを活用することによって結果精度の向上を図るものでございます。

また、表11に記載がありますとおり、これまで「卸売業、小売業」として表章していたものをそれぞれに分割するなど、産業大分類別を細分して表章するとのことでございます。

これにつきましては、結果精度の向上を目的とするものであり、集計内容も充実することからおおむね適当であると考えておりますが、14ページの論点にございますとおり、aとして、「事業所・企業照会」の対象、頻度、把握事項といった基本的な事項や、論点bといたしまして、「事業所・企業照会」の結果を集計にどのように活用するのかという点について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から御回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局でございます。2点頂いております。

まずa、「事業所・企業照会」の対象、頻度、把握事項ですけれども、「事業所・企業照会」は、統計法のスキームに基づく事業所母集団データベースの整備事業です。この対象は、ここに書いてあるとおりですけれども、法人企業のうち複数事業所企業及びその傘下の事業所で、経済構造実態調査の調査対象企業については傘下事業所のみとなっています。

頻度は、毎年6月1日を期日として実施するということでございます。

これを模式図的に表したのが下の図で、3年前だと思えますけれども、経済センサス・基礎調査と経済構造実態調査の変更に関する統計委員会の審議の場でお示しした資料での

模式図が下の三角の絵です。三角形のトップが企業調査支援事業、その下にある経済構造実態調査、aとbを合わせて売上高8割というのがこの経済構造実態調査のスキームです。その下にある台形のところが「複数事業所を持つ法人」となっていますが、このcに該当するのが「事業所・企業照会」になります。

あと、把握事項は、書いてあるとおりですけれども、名称、所在地、経営組織、資本金、主な事業の内容、売上高、従業者数等としております。

続いて次のページに参りまして、この結果をどう活用するのかですけれども、3つのパラグラフに分けて説明をしております。

1パラ目は、そもそも論ですけれども、経済構造実態調査の産業横断調査の方では、産業ごとに売上高上位8割に含まれる企業を対象としておりまして、それ以外の、対象となっていない企業についてはどうしているかというと、対象企業の回答データを用いて、その対象となっていない企業の個票単位で推計値を作成しまして、法人企業全体を集計しているということになります。

今回それをどうするかというと、今、下位2割、推計値となっている、調査対象となっていない企業事業所のうち、「事業所・企業照会」で実際に売上高等を回答いただいたものについては、実測値があるわけですから、推計するのではなくて、個票単位で「事業所・企業照会」の実測値に置き換えることをやろうということでございます。

それによる効果ですけれども、このように「事業所・企業照会」を経済構造実態調査の集計に反映することで、事業所集計の精度向上が期待できるのではないかなと考えております。また、今まで大分類別だったところを、下の表にあるとおり、「卸売業、小売業」であれば「卸売業」と「小売業」。「不動産業、物品賃貸業」であれば「不動産業」と「物品賃貸業」という格好で、より広範なニーズに対応する観点から、このような細かい分類で公表することができるのではないかなと考えております。

説明は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

松村委員、よろしく申し上げます。

○松村委員 御説明ありがとうございました。14ページのところで1点、再度の御確認なのですが、「事業所・企業照会」の対象は、この図でいうと(c)の部分、つまり売上高8割から9割の間のものであって、それ以上の(a)、(b)の経済構造実態調査等の対象になっているところは、事業所・企業照会と重複していないという理解でいいですか。

○菅部会長 いかがでしょうか。要するに、「事業所・企業照会」の対象は、(a)、(b)、(c)なのか、それとも(c)なのか。そういった御質問だと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局でございます。その理解のとおりなのですが、これは三角形を企業ベースで書いておりまして、傘下の事業所という観点ではなかなか表現し切れていないところがございます。経済構造実態調査の対象であっても、企業調査支援事業でなければ、傘下の事業所については経済構造実態調査の対象に

なっていませんから、そこは「事業所・企業照会」の対象になるということです。少し説明が難しいですかね。対象のところに書いてありますとおり、法人企業のうち複数事業所企業及びその傘下の事業所であって、経済構造実態調査の調査対象企業については傘下の事業所のみなので、経済構造実態調査の企業体としては経済構造実態調査を調べていますけれども、その傘下の事業所については「事業所・企業照会」が行くことになります。

お答えになっていますでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。実態として、「事業所・企業照会」では、メインで必要なものは売上高になってくると思いますけれども、今回使う上では、経済構造実態調査の方と、売上高を重複して回答することはない認識で良いですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 おっしゃるとおりでございまして、経済構造実態調査の方は、企業体全体の売上高を答えるものになっています。そもそも三角形の一番上の（a）の企業調査支援事業のところは、ブランチの事業所も対象になっておりますけれども、（b）の経済構造実態調査の方は、そこを除いて、純粋に企業体としての売上のみを書いています。（b）のブランチの事業所の売上は「事業所・企業照会」の方に書きますので、概念上はすみ分けられていて、重複はありません。同じ売上高を両方に書くことはないということでございます。

○松村委員 分かりました。確認できました。ありがとうございます。

○菅部会長 このポンチ絵は、今おっしゃられたように企業ベースで書いてしまっているもので、本当は企業と事業所と並べて、どれがどこでカバーされているかという絵を描いた方が分かりやすいと思います。今の御質問だと、重複しているということは、要するに2回同じことを答えるという意味では負担が生じているから、企業の傘下はこれで把握されていて、重複してはいませんという、そういう絵を描いた方がよかったという感じは少しありますね。これだと確かに分かりづらいというか、負担がたくさん来るのではないかと、照会も来て調査票も来るのではないかとという誤解を受けるような感じもします。それほど難しくなく描けそうな感じはいたしますので、もしそのような説明をするときには、その方がよいと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘ありがとうございます。3年前の三角形を今回は安易に引用してしまったのですが、これは当時、経済センサス - 基礎調査と中間年の統計の体系をどう説明するかのために使った資料であって、要するにここまでは毎年取るけれども、ここは中間年に1回、経済センサスは5年に1回という説明のための三角形だったので、今回引用するには若干言葉足らずの面があるかもしれません。もしよろしければ、次回、もう少し丁寧な資料説明をしたいと思います。

○菅部会長 そうですね。だから、単純に、こういった階層になっているわけですが、企業のこの調査ではここを取っていて、事業所支援ではこのところを取っていますので、重複していませんというのが一つ回答になるのではないかなということで、もし可能でしたら、次回にその説明を頂けたらと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 もちろんです。

○松村委員 そうですね。部会長がおっしゃられたとおりです。あとは、その図の真上の

ところの文章で、「経済構造実態調査の対象は下図の（a）及び（b）であり、事業所・企業照会の対象は（c）である」と書いてあって、さらにこの図を見ると、いろいろとコンフューズするところがあったので、確認させていただいたところであります。

○菅部会長 文章からすると合っているのだろうけれども、よく分からないというか、かぶっているように聞こえるということですね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 私も、コンフューズしながら説明してしまったので、もう少し分かりやすい資料説明を準備したいと思います。

○菅部会長 結果的には、重複して負担はないというか、問合せも来るし、調査票も来ることではないですよというのが分かれば良いのではないかと思います。

そのほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

産業大分類を細かくすることは非常にユーザーにとっては喜ばしいことで、特に産業大分類のMが宿泊業とか飲食業に分かれていることは、多分地方にとっては非常にありがたいのではないかと思います。

よろしいでしょうか。これにつきましても、分かりやすい説明を追加してくださいということで、それを次回頂いた上で御了承いただけたと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に参りたいと思います。次に、審査メモの14ページに進んでいただいて、「2. 本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における『今後の課題』への対応状況」についての審議に進みます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、審査メモ14ページの「2. 本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における『今後の課題』への対応状況」について、御覧ください。

本調査には、四角の枠内にありますとおり、「支払利息」に係る今後の課題が付されております。本課題が付された経緯でございますが、元々は令和3年経済センサス-活動調査において「支払利息」を調査項目から削除したことを受けまして、同年に行われました経済構造実態調査の変更に係る審議において、本調査においても「支払利息」の削除を計画していたところでしたが、その当時、経済センサス-活動調査においては、「支払利息」を削除したものの、「支払利息」に関しては、次回の調査に向けて再度把握することも検討するようという課題が付されている状況にありました。このため、経済構造実態調査においては、将来的な利活用の可能性も考慮し、調査項目から削除せずに調査項目であり続けるとともに、こちらの課題が付され、令和5年の答申でも引き継がれた状況でございました。

こちらは、先般の令和8年経済センサス-活動調査に係る審議において、「支払利息」を引き続き把握しないことを受けまして、経済構造実態調査においても経済センサス-活動調査に倣って把握しないこととしているものでございまして、特段の論点は設定しておりません。本調査における「支払利息」の廃止につきましては、前回の部会において調査票Aの調査事項の変更の中で御審議いただき、調査事項から廃止することは適当と

いう形で整理されたところかと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 それでは、本件につきましては、事務局から特段の論点は示されておりませんが、何か御意見などはございますでしょうか。ございましたら挙手でお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に、審査メモ14ページの「3. 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」についての審議に進みたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、引き続き審査メモ14ページの「3. 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」について御覧ください。

第Ⅳ期基本計画では、本調査とサービス産業・非営利団体等調査との費用項目の整合性を向上させるよう検討が求められているところでございます。これにつきましては、今回、内閣府からSNA年次推計に関する要望を踏まえまして、事業別費用の内訳の「外注費（同業者向け）」や「金融手数料」の把握といった形で、サービス産業・非営利団体等調査の調査事項との整合性を図ることを予定しており、これについては、前回の部会において調査票Bの調査事項の変更の中で御審議いただき、当該変更について適当と整理されたところと存じます。

こちらにつきましても、事務局からは特段の論点は設定してはおりません。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 本件につきましても、事務局から特段の論点は示されておりませんが、何か御意見などはございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。

これも既に議論されていることだと思われまます。これにつきましても、特に異論もなかったと思いますので、第Ⅳ期基本計画の対応は適当と整理したいと思います。

これで、今回の諮問事項につきまして、一通りの議論を終えることができました。大変ありがとうございました。

続きまして、答申案の取りまとめの方向性についての審議をさせていただきたいと思ひます。

本日は、前回までの議論を踏まえて作成した答申の骨子素案を席上配布資料としてお配りしております。各論点に対する部会の評価を端的に記載したものとなっておりまして、本日審議いただいた分を含めて、各論点についての評価の確認、そして、今後の課題として指摘する事項の有無について、大まかな方向性をここで確認させていただきたいと思ひます。

これに基づいて、事務局とも相談の上、私の方で具体的な答申の文案を作成し、次回3回目の部会にて御審議をお願いしたいと考えております。このように進めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、右上に席上配布資料と書いております答申の骨子素案を御確認いただければと思います。

最初に、答申の構成について簡単に御説明させていただきます。件名や定型文に続きまして、本調査の変更内容と、前回答申における今後の課題への対応状況、第Ⅳ期基本計画への対応状況の各項目について整理を行いまして、最後に今後の課題を記載するのが答申の一般的な構成となります。

本日お示ししております答申の骨子素案でございますけれども、第1回の部会での審議結果を踏まえ、部会長とも御相談の上、お示しさせていただいているものでございます。本日御審議いただいて御指摘等いただいた内容は、当然本資料には反映できておりません。また、内容も簡潔に記載しておりますので、先ほども部会長からございましたとおり、本日の審議結果なども踏まえつつ、改めて文案を作成し、次回の部会にて御確認いただくことを想定しているところでございます。それでは、資料に沿って順次内容を御説明させていただきます。

まず1ページの「1 本調査計画の変更」についてでございます。本調査計画の変更につきましては、(1)に承認の適否、(2)に理由等でございます。承認の適否では、調査計画の変更の承認の適否について記載することとしております。理由等で、本部会で審議いただきました調査計画の変更案について、項目ごとに、調査計画の具体的な変更内容、部会での審議結果、部会での評価を記載しております。

まず承認の適否でございますが、本日の審議結果も踏まえる必要があり、取りまとめの最後に整理されることから、現時点では特に案は記載しておりません。

(2)の理由等でございます。こちらは、調査計画の項目ごとに変更内容、理由などを記載しているところですが、まず「ア 報告者数の変更」でございます。こちらは、従前と同様の報告者の選定方法を用いて最新の事業所母集団データベースを基に算出した報告者数に変更するものでありますことから、適当という形で整理しております。

なお、製造業事業所調査の対象事業所数が毎年大きく変動している点につきましては、本調査の構造によるところですが、今後の報告者数の動向については実態をよく注視することが望まれることを、部会の審議も踏まえて、課題ではございませんが、留意することが必要ではないかということで、なお書きのとおり、案の作成をさせていただいております。

以降もこのようななお書きがございますが、同じように、留意することが必要ではないかという形で記載させていただいているものでございます。

続いて、「イ 調査事項の変更」についてですが、(ア)から(エ)まで、調査票ごとに4つに分割して構成しております。

まずは(ア)、調査票Aの調査事項の見直しでございます。こちらは、表1の①から③までにつきましては、「支払利息」の削除など、経済センサス - 活動調査に合わせた変更であり、このうち調査事項の追加となります②につきましては、一般的に損益計算書から転記可能な事項であり、かつ経済センサス - 活動調査においても十分に回答を得られている実績がありますことから、適当という形で整理しております。

なお、④の「企業全体の商品売上原価」については、本日の部会にて調査実施者よりSNA側の状況を丁寧に説明することとされておりましたため、括弧書きのとおり適否を記載しておりませんでした。本日、調査実施者から当該説明がなされましたことから、こちらについても適当という形で整理できるのではないかと考えております。

続いて、骨子素案2ページに進みまして、(イ)の調査票Bの見直しでございます。こちらは、主業の付加価値率を算出できるよう、「企業全体の売上金額に占める主業の割合」を調査項目に追加するほか、費用項目の見直しを図るものでございます。こちらは、SNA年次推計におけるニーズを踏まえたものであり、このうち⑥のv、情報サービスについては、更に報告者負担の軽減も踏まえた変更でありますことから、適当という形で整理しております。

なお、今回追加する調査事項が報告者にとって回答が困難なものとならないよう、記入の手引き等で丁寧に説明するなど報告者負担に配慮した工夫を行うことと、調査を実施した結果、回答が困難な状況が見られた場合にあっては、その原因を検証の上、回答方法を検討することが望まれ、回答方法を見直す場合には、例えば金額ではなく割合での回答を認めるなどの工夫も考えられることを留意事項として付言してはどうかと考えております。

続いて、骨子素案3ページに進みまして、(ウ)、調査票Cの見直しでございます。こちらは、「本所等の別」を追加する変更については、プレプリント項目であり、本所等の移転がない限り報告者負担が発生しないよう配慮されていることから、適当という形で整理しております。

また、「年間商品販売額」を調査事項から削除する件につきましては、前回審議において御意見がございましたことから、括弧書きのとおり適否を記載しておりませんでした。本日調査実施者から都道府県別等の分析結果等の追加説明がなされましたことから、こちらについても適当という形で整理できるのではないかと考えております。

続いて、(エ)の製造業事業所調査票の見直しです。こちらは、経済センサス-活動調査と調査品目が整合するよう、商品分類の種類を、生産物分類を基にした分類にするとともに、産業分類格付を的確に行うため、「主な事業の内容」を調査事項に追加するものでございます。こちらについては、産業分類格付の方法について、製造業における商品分類の種類を旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更することを踏まえて、中長期的に検討することが望まれるとの意見が前回の部会でありました。

こちらは、本調査にとどまらない経済構造統計全体における中長期的な課題でありますこと、また調査実施者でも既にこの課題については認識済みであることを前回の部会の中でも確認したものでありますので、留意事項というよりも、意見があったということを事実として記載してはどうかと考えて、「意見があった」という記載としております。

次に、「ウ 調査票の配布対象の見直し」についてですが、今回2種類の調査票の配布対象を見直しております。

まずは「(ア) 調査票Bの見直し」でございます。こちらは、本日の部会にて調査実施者よりSNA側の状況を丁寧に説明することとされておりましたため、ページをめくっていただいて、骨子案4ページでございますが、括弧書きのとおり、適否を記載しておりま

せんでした。本日、調査実施者から当該説明がなされましたことから、こちらについても適当という形で整理できるものではないかと考えております。

次に、「(イ) 調査票Cの見直し」でございます。こちらは、対象となる企業の選定要件を緩和するものでございまして、企業調査支援事業のリソースを有効に活用し、結果精度に大きな影響がある企業との継続的・長期的な関係構築に係る課題に対応するために取扱いを変更するものであることから、適当という形で整理できるのではないかと考えております。

なお、変更後の要件に該当する企業のうち原則として売上高上位から選定するとのことでしたが、その選定基準について報告書に対して丁寧に説明することが望まれることを付言してはどうかと考えております。

次に、「エ 調査方法の変更」でございます。こちらは、オンライン回答の進展を踏まえて調査計画の記載を変更するものでございます。こちらにつきましては、先ほど御審議いただきましたとおり、変更については特に問題がないという評価であったと思いますので、結論としては、適当という形で整理できるのではないかと考えております。

続いて、「オ 調査の実施期間の変更」でございます。こちらは、従前の回収期限を後ろ倒しするものでございます。こちらも、先ほど御審議いただきましたとおり、変更については特に問題がないという評価であったと思いますので、結論としては、適当という形で整理できるのではないかと考えております。

続いて、「カ 集計事項及び推計方法の変更」でございます。こちらは、調査事項の変更に伴って集計事項の見直しを予定するものと、推計に「事業所・企業照会」で把握したデータを活用することにより、結果精度の向上を図るものでございます。

こちらにつきましては、先ほど御審議いただきましたとおり、経済構造実態調査と「事業所・企業照会」で重複がないのかについて、今回は企業ベースで説明がなされたところですが、事業者ベース等、より丁寧な追加説明が必要ということでございましたので、こちらについては次回に提出される資料をもって確認するものと存じます。

なお、集計事項の変更については、特段異論がなかったものと理解しております。

続いて、骨子案の5ページに移りまして、本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。こちらは、「支払利息」について検討が求められているものでございますが、先ほど御審議いただきましたとおり、特段の御異論等はなかったものと存じますので、調査実施者の対応は適当という形で整理できるのではないかと考えております。

次に、「3 本調査に対する第Ⅳ期基本計画への対応状況」についてでございます。第Ⅳ期基本計画では、調査に関連する項目として、サービス産業・非営利団体等調査との費用項目の整合性の向上について検討が求められていたものですが、こちら、本日の部会で御審議いただきましたとおり、特段異論等はございませんでしたので、調査実施者の対応状況、検討結果につきましては、妥当ということで、対応は適当という形で整理できるのではないかと考えております。

最後に、「今後の課題」についてでございます。第1回の部会審議においては、次回調

査に向けた「今後の課題」として指摘された事項は特段なかったものと承知しておりますことから、本資料においては、特に案文の作成、記載はしておりません。本日の審議結果も踏まえつつ、次回調査に向けて調査実施者において検討が必要と考えられる事項がございましたら、答申の方に記載いただくことになると考えております。

ざっとですが、資料の説明は以上でございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から御説明がありました骨子素案に基づき、答申案の方向性について個別に確認したいと思います。

まず「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてですが、こちらは全体評価となりますので、全ての事項の確認が終了した後に改めて確認します。

次に、「(2) 理由等」以下の本申請における各論点の評価について確認したいと思います。

まず、報告者数の変更についてです。前回部会の審議内容を踏まえ、適当とするとともに、製造事業所調査の対象事業所数が毎年大きく変動しており、今後の報告者数の動向については実態をよく注視することが望まれるとしていますが、いかがでしょうか。これにつきまして御発言がありましたら、よろしくお願いします。

宮川臨時委員、よろしくお願いします。

○宮川臨時委員 宮川でございます。御説明ありがとうございました。私自身はもちろんこれで適当ということで全く異論はないのですが、前回この話になったときに、令和5年から6年にかけて対象事業所数が20%ぐらい減って、令和6年から7年にかけて20%ぐらい増えるという話がありました。それは結局、ここに書いてあるように、上位9割だからという話で、当然変動することは確かだと思うのですが、いきなり20%減ったり増えたりすることは、何か特別な理由があるのでしょうかと質問を伺った記憶があります。そのときは、明確な理由は分からないということだったと思うのですが、これは現在でも何でそういうことが起こったのかは不明なのでしょうか。つまり、ここに書いてあるような、普通に計算しただけでここまで変わることには違和感があって、例えば、コロナの影響というには少し遅れている気もするのですが、何か経済的な原因でこうなったみたいなことが、もし分かるのであれば教えていただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

○菅部会長 さて、これにつきまして、どうでしょうか。事務局側でまずお答えいただけますでしょうか。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 すみません、事務局の越でございます。これに関しましては、宮川臨時委員の御発言を受けて、確認を進めているところでございますけれども、今回の第2回部会には間に合わなかったのもので、次回、可能であればお示しさせていただきたいと思っております。次回、宮川臨時委員は御欠席とのご予定も聞いております。御欠席ということであれば、事前に連絡させていただきまして、何かコメント等がございましたら頂けたらと思っております。

以上でございます。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。

○菅部会長 調査実施者側は特にはないですか。大丈夫ですか。

宮川臨時委員、いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。そういうことであれば、是非それを行っていただけだと思います。あまりに大きな変化だったので、逆にしっかり説明ができる状態を作っておいた方が良いのだらうなと思って再度伺いました。次回までに確認していただけるということなので、お手数をおかけしてしまって申し訳ないですけれども、是非よろしくをお願いします。

私は、これ自体が適当ということについては全く異論ありませんので、このとおりでよろしいのではないかと思います。ありがとうございました。

○菅部会長 この件につきまして、そのほかに御発言等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、これは次回、事前に宮川臨時委員に結果をお示ししてコメントを頂く形で進めさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 それでよろしいかと思います。調査実施部局の御協力を得ながら、そのように進めさせていただきたいと思います。いずれにしろ、少なくとも次の部会までに、どういう結論になったかということが分かる形にはしたいと思っております。

以上でございます。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

では、これにつきましては、文言は今のところ修正の必要はないと思います。

続きまして、「イ 調査事項の変更」の「(ア) 調査事項の見直し（調査票A）」につきまして、調査事項の「企業全体の商品売上原価」については、本日の部会において調査実施者から御説明がございました。本日の審議及び当初御質問いただきました荒木臨時委員のコメントを踏まえ、適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

荒木臨時委員、いかがでしょうか。この形で、適当という評価でよろしいでしょうか。

○荒木臨時委員 そのとおりでよろしくをお願いします。

○菅部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言等はございますでしょうか。

それでは続きまして、「(イ) 調査事項の見直し（調査票B）」についてです。調査事項の事業別費用の内訳項目の変更につきましては、前回部会の審議内容を踏まえ、適当とするとともに、記入の手引き等で丁寧に説明するなど報告者負担に配慮した工夫を行うこととし、その上で、次回調査において回答が困難な状況が見られた場合にあっては、その原因を検証の上、回答方法を検討することが望まれるとしていますが、いかがでしょうか。

これは松村委員から御指摘があったように記憶しておりますが、もし御発言がありましたら、よろしくお願いします。

○松村委員 ありがとうございます。私が発言させていただいて、それを反映していただ

いたということで、内容に関しては特段異論ございません。ただ、1点質問ですけれども、先ほど最後のところで、次回への課題はないと御説明があったと思います。ある意味、ここで書かれている「次回調査において」云々は、何か次回への課題のようにも感じるのですけれども、その辺りはどう理解したらよろしいのでしょうか。

○菅部会長 事務局、いかがでしょうか。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局でございます。これにつきましては、松村委員のおっしゃるとおり、今後の課題にすることも可能かなとは思いますが、答申案につきましては、部会長と相談しながら、今後の課題とするかどうかも含め検討していきたいと思いますので、またお示しできればと思います。

以上でございます。

○菅部会長 松村委員、よろしいでしょうか。

○松村委員 分かりました。

○菅部会長 課題とするかどうかはこれから検討しますことですね。

これにつきましては、成田臨時委員からも確か御指摘があったように記憶しているのですが、成田臨時委員、いかがでしょうか。これにつきましては、適当という評価でよろしいでしょうか。

○成田臨時委員 「金融手数料」の例が、この丁寧の説明する手引きに入ってくるのが少し気になっているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○菅部会長 調査実施者から、よろしくお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 もちろん、手引きに丁寧に書くつもりでいます。

○成田臨時委員 それであれば大丈夫だと思います。どうもありがとうございます。

○菅部会長 了解です。

それでは、成田臨時委員からも、適当という評価でよいという御回答ですので、ほかにこの件につきまして御発言はありますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて「(ウ) 調査事項の見直し（調査票C）」についてです。調査事項の「年間商品販売額」の削除については、本日の部会において調査実施者から追加説明がありました。これにつきましては、先ほど議論したとおり、適当という評価になりますと思いますが、いかがでしょうか。

これはもう先ほども了解いただいておりますので、特に異論があるとは思いますが、御発言等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

続いて、「(エ) 調査事項の見直し（製造業事業所調査票）」についてです。前回の部会の審議内容を踏まえ、適当とするとともに、産業分類格付の方法について、製造業における商品分類の種類を旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更することを踏まえて、経済構造統計として中長期的に検討することが望まれるとの意見を記載しています。

これにつきましてはいかがでしょうか。これは宮川臨時委員が意見をおっしゃられたように記憶しておりますが、いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 私が前回このお話をさせていただいて、わざわざこういう形で書いていただいて、中長期的に検討することは、正にそのようにしていかなければならないなと思っていたことなので、書いていただいて大変よかったというところでございます。異論は特にございません。ありがとうございます。

○菅部会長 この書きぶりでもよろしいでしょうか、「中長期的に検討することが望まれる」と。

○宮川臨時委員 そうですね。あまり細かいことを書いてもしようがないと思いますので、そういうことで良いのではないかと思います。少なくとも次回はそういうわけにはいかなくて、今後経済センサス - 活動調査などにも関係する話だと思いますので、こういう形で経済構造統計として書くという話でもよろしいのではないかと思います。ありがとうございます。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

ほかにこの件につきまして御発言等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これも大丈夫ということで、続いて、「ウ 調査票の配布対象の見直し」の「(ア) 調査票Bの見直し」についてです。こちらにつきましては、本日の部会において調査実施者から追加説明がありました。本日の審議も踏まえますと、適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、「(イ) 調査票Cの見直し」についてです。前回部会の審議内容を踏まえ、適当とするとともに、調査票Cの選定基準について報告者に対して丁寧に説明することが望まれるとしています。これはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。大丈夫そうですね。

では、次に参りたいと思います。続いて、「エ 調査方法の変更」についてです。これにつきましては、本日の審議を踏まえますと適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。順調に回収率が上がっていること、オンライン比率も上がっていることで、よろしいのではないかなと考えられますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

続いて、「オ 調査の実施期間の変更」についてです。こちらも、本日の審議を踏まえますと、適当という評価になると思いますが、これにつきましては、確か長谷川委員から大丈夫ですかと御意見がありました。長谷川委員、いかがでしょうか。この適当という評価でもよろしいでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。部会長がおっしゃるように、適当で結構だと思います。作業する人はそれなりに大変だと思いますけれども、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○菅部会長 それでは、これにつきましても御了解いただけたと思います。

続いて、2の、本調査に対する「今後の課題」への対応状況についてです。こちらは、本日の審議を踏まえますと、適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。

すみません、何か一つ飛ばしたようです。大変失礼いたしました。

その前ですね。「カ 集計事項及び推計方法の変更」についてです。ここのところは、もう少し整理して説明していただけたらということなので、基本的には適当という評価は変わらないと思いますけれども、それを踏まえて、次回決定という形にしたいと思います。

そして戻りまして、2、本調査に関する「今後の課題」への対応状況についてです。こちら、本日の議論を踏まえますと、適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。もし御発言等ありましたら、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

そして、「3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」についてです。こちらは、本日の議論を踏まえますと、適当という評価になると思いますが、いかがでしょうか。外注費及び金融手数料の話ですが、これにつきましては前の方で既に議論されているとおり、丁寧に注意書きをすることによって調査を追加し、それによってSUTに必要なデータを提供するということですので、よく頑張っているということですのでよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、見ていきますと、大体大丈夫だということだと思います。この後1か所だけ残ったところがありますけれども、ここで、答申案への記載について、検討を要する事項について確認させていただきます。

今回の変更について、松村委員からあったように、「今後の課題」に記載する可能性について御指摘を頂きましたので、これにつきましては事務局と書きぶり等、あるいはどうするかも含めて御相談させていただいて、次回、御回答いただきたいと思います、改めて何か指摘しておきたい点、あるいは気になる点等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

整理が必要なことは2点だけですね。ポンチ絵というか、表を追加すること。多分、答申にも入れた方が良くと思います。それから、「今後の課題」とするかどうかの検討。この2点だけが残ったということでもあります。こうした御指摘の点を含め、次回の部会にて答申の文案を基に御審議いただきたいと思います。

さて、最後に、1ページに戻っていただきまして、「(1) 承認の適否」についてです。本日の部会の審議を踏まえますと、調査計画の修正を必要とする事項は特になかったと思いますので、本件につきましては、本調査の変更を承認して差し支えないという整理になるものと考えておりますが、最終的な結論は、次回部会において、答申文の内容を全て確認した上で取りまとめることとしたいと考えております。

それでは、頂いた御意見を踏まえまして、今後、私の方で答申案を具体化し、次回部会において審議をお願いしたいと考えております。

それでは、予定した時間よりもかなり早いですが、本日の審議はここまでとさせていただきます。よろしいですか。

さて、1点、部会の進め方について御報告がございます。前回の部会の最後に、より充

実した部会審議とする観点から、SNAにおける本調査の利活用状況について確認する回を設けたいと御提案させていただきました。

この点につきまして、3回目の部会審議の中で、内閣府から審査メモに沿って利活用状況を補足的に御説明いただくことになりましたので、報告させていただきます。大変ありがとうございます。

最後に、本日の部会での審議の模様につきましては、統計委員会におきまして、私の方から報告させていただきます。

それでは、事務局から連絡をお願いします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。次回の部会は、5月25日月曜日15時30分から開催します。次回もウェブ併用での開催を予定しております。

なお、本日の部会審議の内容について、追加の御質問やお気づきの点等がございましたら、4月22日水曜日までにメールにより事務局まで御連絡をお願いします。

最後に、本日の部会の議事録については、事務局で作成次第、メールにて照会させていただきますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了とします。

次回の部会審議もよろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。